議員(尾崎 忠義)

13番 尾崎 忠義でございます。私は、令和4年第1回多度津町議会3月定例会におきまして、1、コロナ対応での危機的状況の中での対策について、2点目に、町の電動レンタサイクルの実施と脱炭素省エネコミュニティーバスの試験運行の取組について、3点目に、白方地区における観光、産業拠点の取組についての3点を町長及び教育長、そして担当課長に対し質問をいたします。

年明け以降、情勢が激変しており、コロナ感染の急拡大、ウクライナへの侵略を強行したロシアの暴挙に抗議が広がり、世界が包囲する形となっており、ロシアによるウクライナ侵略を非難し、ロシア軍を完全かつ無条件の即時撤退を要求するものであります。

まず最初に、1点目のコロナ対応での危機的状況下での対策についてであります。

新型コロナ感染症の第6波で高齢者に感染が広がり、県内でも命を落とす人が急増してきており、感染が過去最高の水準になってきております。現在、死者数などコロナ危機が始まって以来一番深刻になってきております。全国知事会の緊急提言、2月15日の全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言でも政府に提起しているように、1、現在の危機的状況が国民に正しく認識されるよう国として強く発言すること、2点目に、昨年11月、これはオミクロン株前の公表の取組の全体像の見直しを含む全般的な対応方針を明確にすることを求めました。この知事会の緊急提言、2月15日付の要旨は次のとおりであります。

全国知事会の緊急提言。2月15日付より要旨を申し上げます。

「全般的対応方針を」「危機的状況の発信を」ということで、オミクロン株の特性に応じた保健医療体制の構築や社会活動の継続への対応を検討し、昨年11月に公表された全体像の見直しも含め、全般的な対応方針を明確にすること。そして、感染者の爆発的な急増に伴い、中等症以上を中心に一部地域で深刻な医療逼迫を招いてる現状を踏まえて、危機的状況が国民に正しく認識されるよう、国として強く発信すること。

そして、次に、ワクチンの3回目の接種、これについては、交互接種の安全性の情報発信、ワクチンの確実な供給。これにつきまして、交互接種の有効性や安全性も含め、国民が納得して接種できるように情報発信を行い、早期の接種を広く呼びかけること。そして、追加接種に必要となるワクチンを確実に供給し、具体的な配分量、配送日を早期に示すこと。

そして、3つ目にPCR等検査の無料化、これは全額国が負担すること。来 年度以降の事業方針の明確化。これについては、PCR検査等の無料化につ いては、感染拡大傾向時の一般検査事業に要する費用についても全額国が負担するとともに、来年度以降の事業の実施方針を明確にすること。そして、検査試薬、検査キットの供給体制の確保。これは、診療及び無料検査に必要なPCR検査等の試薬や検査キット等の安定供給に向けて、早急に対策を講じるとともに、随時国民や地方に対して情報提供を行うこと。また、事業復活支援金の件でございますが、要件緩和と申請簡素化による迅速な給付。申請不備の理由は明示をすること。これについては、事業復活支援金は、支援額の増額、売上減少率の要件緩和、事前確認や書類提出の簡素化、申請けポート会場の各都道府県の複数設置等により迅速に給付すること。また、申請に不備がある場合は、理由を明示し、再申請しやすいように配慮をすること。そしてまた、次の生活福祉資金の特例貸付け、これは償還免除の要件緩和、生活困窮者自立支援金の引上げ。それには、生活福祉資金の特例貸付けは、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的運用等で、生活の立て直しを妨げないよう対策を取ること。また、生活困窮者自立支援事業費の上限引上げなど支援の充実を図ることでございます。

また、新型コロナの感染拡大で、不安と困難が増す中、希望を持って暮らせる新しい国、地方政治の転換を国民及び町民は求めているところでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

今回、関連質問項目が多く、関連答弁、及び時間の都合上、以下一括質問及 び一括答弁をよろしくお願いいたします。

第1点目に、町内における現在までの感染患者数の性別、年齢別の人数、陽性者数、入院中数、宿泊施設の利用者数、自宅療養者数、調整中の数、うち退院の数。

- 2点目に、施設、教育機関―これは学校関係でございますが―それと家庭内 感染者など感染者数。また、休園、休校などの日数、濃厚接触者数。
- 3点目に、3回目ワクチン接種率は、ワクチン配送量、実際の接種回数、人口比での接種率は幾らか。
- 4点目には、3回目ワクチンの接種における副作用、これは主にモデルナで ございます、この結果はどうであったか。
- 5点目に、5歳から11歳までの子供のワクチン接種はどうするのか。
- 6点目に、感染後のマニュアル、これは行動指針でございますが、これはあるのか。
- 7点目には、SOS食料支援体制はどうなのか。
- 8点目に、感染予防体制の留意点はあるのか。
- 9点目に、コロナ影響による事業復活支援金、生活福祉資金特別貸付など、

救済金にはどのくらいの種類と手続があるのか、また感染者に対する救済金 はあるのか。

以上、9項目についてお尋ねをいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

尾崎議員の町内における現在までの感染者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

3月4日時点の本町における現在までの感染者数は410人でございます。性別では、男性221人、女性189人、年齢別では、10歳未満、55人、10歳代、62人、20歳代、75人、30歳代、58人、40歳代、62人、50歳代、42人、60歳代、32人、70歳代、16人、80歳代、7人、90歳以上、1人でございます。

議員ご質問のうち、入院中、宿泊施設利用、自宅療養者及び調整中の人数につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症予防法において、積極的疫学調査や入院措置等の権限行使は都道府県知事が行うこととされており、陽性者が発生した場合は、医療機関から保健所に発生届が提出され、その内容につきましては、発生件数、年代、性別、職業及び接触歴の有無のみ関係市町へ周知されることとなっているため、県全体の人数しか把握しておりません。

ちなみに、3月4日現在の県内の入院者数は237人、宿泊料用施設利用者は14 1人、自宅療養者は1,927人、調整中が1,042人でございます。

次に、施設、教育機関、家庭内感染者などの感染者、休園、休校などの日数、濃厚接触者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどのご質問でもお答えいたしましたように、本町における感染者の詳細につきましては、保健所から知らされていないため、家庭内感染者や濃厚接触者の人数は把握しておりません。しかしながら、保育所、幼稚園、学校等においては、クラスターの発生を防止するためにも早期対応が必要であり、児童本人だけでなく、家族が陽性となった場合や濃厚接触者となった場合には、速やかに所属する施設または町へ連絡をいただくよう周知しており、ほとんどの保護者がご協力いただいております。

休園、休校等の日数につきましては、オミクロン株が流行し始めた今年1月中旬から2月28日までに閉鎖を決定した施設は、保育所では休所2か所、学級閉鎖は3か所3クラスで、閉鎖した日数は休所が延べ20日、学級閉鎖は延べ12日で、小学校では休校1校、学級閉鎖は3校11学級で、閉鎖した日数は休校が1日、学級閉鎖は延べ34日でございます。また、小学校の休校及び学級閉鎖に伴い、2か所の放課後児童クラブで、延べ4日間全館閉所といたしました。

次に、3回目のワクチン接種率、ワクチン配送量、実際の接種回数、人口比 での接種率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、3回目の追加接種のワクチン接種率でございますが、3月6日現在の VRSワクチン接種記録システムのデータによりますと、初回接種済みの 方、1万8,185人に対し、追加接種が完了した方は9,919人、接種率は54.5% で、令和3年1月1日現在の人口に対する接種率は43.0%でございます。次 に、ワクチン配送量についてでございますが、現在、国において決定してい る追加接種分の配分量は、県全体でファイザー社ワクチンが38万4,930回接種 分、武田モデルナ社ワクチンが40万8,450回接種分となっており、県内各市町 の接種状況により配分されることとなっております。本町には、昨年11月以 降、現在までにファイザー社ワクチン9,555回分、武田モデルナ社ワクチン9, 144回分が配送済みで、既に9,919回分が接種済みでございます。

今後の予定といたしましては、5月22日までに武田モデルナ社ワクチン2,340 回分が配送されることになっております。また、小児用ファイザー社ワクチンにつきましては、県に配分される予定の9万3,200回接種分のうち、本町には既に200回分が配送済みであり、今後は接種対象者の数に応じたワクチンが配分される予定でございます。

次に、3回目モデルナワクチン接種における副作用の結果についてのご質問 に答弁をさせていただきます。

モデルナワクチンの主な副反応につきましては、接種した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱などが報告されております。海外の臨床試験の結果によりますと、2回目接種後と比較して、副反応出現傾向は概ね同様であると報告されておりますが、リンパ腫の腫れなどについては、初回接種と比較して出現割合が高い傾向にあるとされております。一方、国内の中間報告におきましても、脇の下の痛みなどについては、3回目の接種後の方が出現頻度が高い傾向があると報告されております。

次に、5歳から11歳の子供のワクチン接種はどうするのかについてのご質問 に答弁をさせていただきます。

5歳から11歳を対象とした新型コロナワクチン接種につきましては、本町におきましても小児期の感染者が多く発生していることから、2月22日に全対象者に接種券を発送し、3月4日より県内でもいち早く、町内2か所において小児のワクチン接種を開始いたしております。この5歳から11歳の子供へのワクチン接種は、努力義務規定の対象外とされておりますが、基礎疾患を有するお子様には、国においても接種をお勧めしております。保護者の皆様には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、お子様と一緒にご検討下さいますようお願いしてまい

ります。

次に、感染後のマニュアル、行動指針はあるのかのご質問に答弁をさせてい ただきます。

保育所等及び放課後児童クラブにつきましては、感染防止対策から感染が疑われる場合や感染者が発生した場合には、県子ども政策推進局子ども家庭課が作成しております保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る対応の手引きに基づき対応しております。この手引きには、感染症への対応だけでなく、人権への配慮や心のケアについても記載されており、各種施設においてもこの手引きに基づき対応しております。また、学校における対応につきましても、県教育委員会が作成しております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づいて対応しており、休校や学級閉鎖等の基準につきましては、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に基づき、学校医とも相談しながら適切に対応しております。

次に、尾崎議員のSOS食料支援体制はどうなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町住民が保健所からの指示で自宅療養となった場合に、希望者には中讃保健所から自宅療養セットの配布を受けることができます。これは、陽性となった方を対象に、1人につき約10日分の食料品及び衛生用品を県の委託を受けた業者から配送されるもので、濃厚接触者となり、外出制限がある方への配布は対象外となっております。県内におきましては、三木町のように、陽性者の同居家族や濃厚接触者も含めた支援として、食料品や日用品等の生活物資の配布を行っている市町もあり、近隣では坂出市、宇多津町、綾川町が実施しております。本町におきましては、現在のところ実施の予定はございませんが、支援が必要な方へは町社会福祉協議会と協力し、フードバンクを活用した食料提供やそれぞれの状況に応じて対応をしてまいりたいと考えております。

次に、感染症予防体制の留意点はあるのかについてのご質問に答弁をさせて いただきます。

感染症予防におきましては、一人一人が予防対策を十分に講じることが重要であると考えております。特に、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症は、これまでのデルタ株とは違い、感染力が強く、県内全域において感染の拡大が続いております。町民の皆様には、3密の回避やマスク着用等の基本的な感染防止策の徹底に加えて、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食はなるべく少人数で黙食を基本としていただき、家庭内に

おいても定期的な換気や小まめな手洗いの徹底をお願いするとともに、学校 や施設等においても、さらなる感染防止策の徹底を図ってまいります。ま た、コロナワクチン接種につきましても、住民の皆様が安心して、安全に接 種していただけるよう、引き続き接種体制を強化してまいります。

次に、生活福祉資金特別貸付け及び感染者に対する救済金についてのご質問 に答弁をさせていただきます。

生活福祉資金特別貸付けにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業で収入減少があった世帯の生活を支援するため、令和2年3月25日から始まった特例貸付けの制度で、香川県社会福祉協議会が実施している事業でございます。この貸付けには、緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付けを行う緊急小口資金と生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けを行う総合支援資金があり、長引くコロナ禍により令和4年3月末までとしていた申請期限を同年6月末まで延長されております。申請につきましては、町社会福祉協議会が窓口となっており、受付を行っております。その他の感染者に対する救済金につきましては、香川おもいやりネットワーク事業を活用し、それぞれの状況や必要な支援の内容に応じて、経済的支援だけでなく、地域におけるトータルサポートを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長(谷口 賢司)

尾崎議員の事業復活支援金等の救済金の種類と手続についてのご質問に答 弁をさせていただきます。

事業復活支援金は、中小企業庁が所管している事業でございます。事業内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上高が減少した中小法人、個人事業主の事業の継続、回復を支援するため支援金を支給するものでございます。申請には、登録確認機関の事前確認が必要となります。その支援機関の一つが、多度津商工会議所でございます。同商工会議所では会員に限らず、幅広く支援金の相談を受け付けており、町に相談、問合せがあった場合も同商工会議所を案内してございます。また、その他の国や県が主体の新型コロナウイルス関連の事業につきましては、県が作成している事業者向けの「香川県の事業者の皆様へ」、個人向けの「香川県民の皆様へ」にまとめられており、住民の方から問合せがあれば、適宜担当窓口を案内してございます。なお、前述の「香川県の事業者の皆様へ」及び「香川県民の皆様へ」は、県のホームページに掲載されてございます。また、町のホームページには、県の記事へのリンク先を掲載してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

ただいま答弁をいただきましたが、ホームページやネットでの利用ができない方が多いので、周知方法を今後検討して欲しいと思います。これは、要望でございます。

次に、2点目に、町の電動レンタサイクルの実施と脱炭素省エネコミュニティーバス等の運行の取組についてであります。

経済産業省は2月17日の木曜日に、脱炭素化に取り組む企業を支援する2兆 円の基金から、電動車の省エネ化に向けた技術開発などに最大で計1,550億円 を配分する方針を有識者会議で示しました。近く正式決定をし、新エネルギ 一·産業技術総合開発機構—NEDOでございますが—これが事業者の公募 を始めるとのことでございます。政府が自動車の電動化とともに普及拡大を 目指す自動運転システムは、渋滞の減少や効率的な走行で二酸化炭素(CO 2) 削減効果が期待されております。一方、情報処理に多くの電力を使い、電 動車の航続距離が短くなる懸念があるとのことでございます。自動運転の普 及に向けて、車載センサーの消費電力を70%削減する技術開発などに計420億 円配分するとの報道が流れました。既に経験したことがない豪雨や暴風、猛 暑が頻発をし、洪水や土石流災害も深刻で気候危機は日本に暮らす私たちに とって死活的な大問題となっております。そして、地球の温暖化が大問題に なっており、新型コロナウイルス等の新しい感染症の出現も森林破壊や地球 温暖化が背景にあります。気候危機を打開することは緊急の課題であり、電 気自動車などを普及し、ライフスタイルの見直しをする必要があります。我 々の自動車は十数年で買い換えられますから、今から年限を定めて切替えを 進めれば、2050年までに自動車からのCO2排出をゼロにすることができ、達 成できる訳であります。2050年С〇2の排出ゼロを表明した自治体は、40都道 府県、268市、10特別区、126町村に上りますが、その取組は緒に就いたばか りですが、自治体でも責任を持った取組を加速することが求められておりま す。そのためには、脱炭素や省エネや環境優先の交通政策に転換をし、鉄 道、路線バスなどの公共交通を重視し、公共交通機関と組み合わせた自転車 利用環境を整えることが大切になっております。そこで、今年度の庁舎移転 に際し、町民の移動手段を確保するためにもGSM、つまりグリーンスロー モビリティの電動自動車の地球環境に優しい実証実験を今まで提案をしてま いりました。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目には、宇多津町では、駅前のホテルアネシス瀬戸大橋に委託をし、電動レンタサイクル―つまり電動アシスト&3段ギア付き―これを貸出しして好評だが、多度津町でも実施して町外来訪者が町内を自由に散策できるよう

にすればどうか。

2点目に、宇多津町では、平成2年10月から3年間、みんなのおでかけバスの実証実験を行っているが、多度津町でも脱炭素省エネコミュニティーバスの運行を実施すべきだがどうか。

3点目に、町民健康センター行きバスが、多度津、白方、四箇、豊原と運行 しているが、新庁舎へも当面乗り入れて運行できないものか。

4点目に、公用車の保有台数で、地球環境、CO2削減のために、電気省エネ 自動車等の転用計画はあるのか。

5点目に、ごみ収集車、し尿処理車は委託車両だが、電気省エネ自動車への 買換え計画はあるのか。

以上、5点を質問いたしますので、答弁よろしくお願いいたします。

政策観光課長 (河田 数明)

尾崎議員の電動レンタサイクルの実施についてのご質問に答弁をさせてい ただきます。

議員のおっしゃるとおり、自転車は地球環境に優しい乗り物であり、令和3年5月に閣議決定されました第2次自転車活用推進計画におきましても、地球温暖化対策や渋滞対策を進める上で、短中距離自家用車利用を、公共交通機関の利用との組合せを含めた自転車の利用へ転換することが必要であると示されております。また、コロナ禍が拡大、長期化する中で、密にならない移動手段として自転車が見直されておりますので、電動レンタサイクルの実施は脱炭素化のみならず、周遊観光の促進や住民の方々の日常生活の移動手段確保に有効な事業であると考えております。

しかしながら、実施に当たりましては、初期導入費用や維持管理費用などのコストに関する課題に加え、安全で快適に運行できる空間の整備や交通の安全確保など多様な課題を解決する必要がございますので、議員のご質問の中にあります先進自治体や本町も加入しております自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会からの情報収集や国、県等の施策の研究に努めてまいります。また、現在、電動アシスト付自転車ではございませんが、町内には民間事業者の方が運営されるレンタサイクルが2か所あり、事業実施に当たり本町の観光振興団体事業補助金を活用いただいた実績もございます。同補助金につきましては、町内で活動する観光振興団体が電動アシスト付自転車を導入する際にも活用いただけますので、今後も支援を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長(丸尾 幸雄)

尾崎議員の脱炭素コミュニティーバスの運行実施についてのご質問に答弁

をさせていただきます。

脱炭素社会の実現に向け、2015年に採択されたパリ協定に基づき、21世紀後半には、温室効果ガス排出の実質ゼロが国際的な枠組みとして目指され、環境政策を契機に、経済、地域などの諸課題の同時解決を図るような環境、経済社会の統合的向上を具体化した取組が求められているところであります。令和2年第4回定例会でもお答えいたしましたが、コミュニティーバス事業などの導入には、本町の厳しい財政状況においては、財源を捻出することは極めて困難であるため、当面は高齢者の移動確保として、高齢者福祉タクシー事業を継続させてまいりたいと思います。また、住民主体の支え合いサービスの「移動サービス チョイ来た」事業ですが、利用者に好評と伺っております。3月末までの試験運行の結果、仮に本運行となる際は、ぜひご利用いただきたいと思います。今後も脱炭素社会を念頭に、引き続き町民の皆様の実情を把握しながら、本町にとっての最善策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

尾崎議員の町民健康センター行きバスが、多度津、白方、四箇、豊原と運行しているが、新庁舎へも当面乗り入れて運行できないものかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町民健康センターへの送迎バスは、多度津、豊原地区27か所、四箇地区14か所、白方地区7か所の停留所を設置しており、新庁舎の近隣では、多度津自動車学校の停留所をご利用いただけます。新たな停留所の設置につきましては、社会福祉施設管理運営委員会において協議の上、設置することとなります。今のところ送迎バスの利用者から新庁舎への乗り入れの要望は出ておりませんが、今後利用者の声を聞きながら、停留所の設置について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長(泉 知典)

尾崎議員の公用車の電気自動車等への転用計画についてのご質問に答弁を させていただきます。

世界各国の様々な分野で、2050年までに温室効果ガスの排出削減や排出された二酸化炭素を回収するなどして、脱炭素社会を目指し、取り組んでいるところでございます。議員のおっしゃるとおり、公用車を電気自動車等に切り替え、二酸化炭素の排出を削減し、気候変動対策に積極的に取り組むことは大変重要であると認識しております。また、国も温室効果ガスの排出削減を推し進めるため、その環境整備を図っているところでございます。

現在、本町には、集中管理公用車、分散管理公用車、合わせて70台ございま

す。これらを切り替えるには、車両の本体費用に加え、電気を充電する施設整備も必要となり、多額の費用が掛かります。現状の厳しい財政状況においては、早急な切り換えは難しく、今後は近隣自治体の動向等にも注視し、導入に向けた調査研究に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長 (石井 克典)

尾崎議員のご質問のうち、ごみ収集車、し尿処理車は委託車両だが、電気 省エネ自動車への買換え計画はあるのかについてのご質問に答弁をさせてい ただきます。

ご質問の電気式ごみ収集車につきましては、平成31年2月に、神奈川県川崎市が全国で初めて導入をしており、市のごみ焼却施設で発電した電気を活用して、電気式ごみ収集車を走行させているようでございます。また、富山県では、燃料電池を搭載したごみ収集車1台を令和2年3月に導入しており、燃料の水素の1回の充填で約100キロメートル走行できるとのことでございます。このほか、大都市部では自動車メーカーと共同で、ごみ収集車など特殊車両の電動化など、実用化に向けて調査研究を行っているようでございます。

ごみ収集車など特殊車両の電気自動車などは、排気ガスゼロ、CO2排出ゼロなど環境に配慮された次世代に相応しい車ではありますが、現状では8時間充電で航続距離が60キロメートルと短く、車両価格は約2,000万円と高額であり、また燃料電池車においては、燃料補給に水素ステーションが必要である上、車両価格については約2億円と高額であるため、導入については時期尚早ではないかと考えます。しかしながら、本町もゼロカーボンシティ宣言をし、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すことからも、今後ごみやし尿の収集運搬委託事業者や特殊車両製造事業者と情報交換を行いながら、ごみやし尿の収集車両の電気自動車など次世代自動車への買換えについて調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

私は、今までに発言してまいりましたのは、これは実証実験でしたと思うんですが、三木町のグリーンスローモビリティのわくわく号です。このようにしております。それから、同じく、これもお見せしたと思うんですが、このようにしております。これは、運行経費が84万2,483円で、安くできる訳です。これは琴平でございますね。コトコト感幸バス、これもお見せしたと思うんですが。各市町村で、近隣市町でやっております。それから、宇多津町では、みんなのおでかけバス、これにレンタサイクルをしとる訳です。そう

いう意味で、宇多津町では、レンタサイクルというのは、こういう風にして おります。これは、1日コースが1,000円、午前コースで500円、午後コース で500円、夕方コースで300円ということでやっております。ですから、これ についても、お聞きいたしましたんですが、平成29年度から開始をしており まして、現在10台ございますが、これについては、当初購入費用は約100万円 ぐらいでございます。それで、これをホテルに運用いたしまして、自転車は 町が保有しております。ほんで、先ほど申しましたように、利用料金は大体4 0万円から50万円の収入があるそうでございます。これは、その駅前のホテル で徴収して町へ納入するということで、年間400件から500件の利用件数があ るとのことでございました。そこで、宇多津町ではアンケートを実施しまし て、7割から8割が利用した人が非常に満足だということでございました。 お聞きしますと、このレンタサイクルでは、宇多津町から坂出、あるいは丸 亀運動公園ということで、かなり遠方まで利用されているそうでございま す。これで、非常に財源が、今、厳しいとおっしゃりましたが、地方創生交 付金、これを活用しております。当時でございますが、この分の交付金が100 %、あるいはまた推進交付金というのが50%出ておるそうでございます。そ ういう意味で、これは今、駅前のロータリーに大きな立て看板を作っている そうでございます。また、先ほど言いましたが、コミュニティーバスが来年 9月まで3年間で、今、試験運行をしてるということでございますが、これ についても組み合わせて町内の活性化というんですか、利用者の利便を図る ということで、ぜひ多度津町も駅前へそのように。やっぱり町外から来た人 が、何とかしてくれという声を聞きましたんで、やはりそういう新しい地球 環境に優しい実証実験、これをやっていただきたいとお願いする訳でござい ます。

そういう意味で、あらゆる補助金がございますから、決して金がないからできないと言うんじゃなくて、先ほど申しましたように新庁舎もできますし、それで皆さん移動支援ということで困ってるということでございます。先ほど答弁がございましたが、ボランティアで運転しているあれでも、そういう点とか線とかじゃなしで、やっぱり移動手段は面まで行かないかんと思うんですよ。個々に移動するんじゃなくて、一括してそういう交通手段を町として考えていただきたいというのが、私の要望でございます。

最後でございますが、3点目に、白方地区における観光・産業拠点の取組に ついてであります。

我が多度津町は、平成の大合併をしない町として、香川県の北西部、中讃地 区に位置し、北は瀬戸内海に面し、港より沖に高見島、佐柳島を有し、その 中間の沖合に、海域には無人島を含む4つの島の小島があり、風光明媚な瀬 戸内海の国立公園に属しております。高見、佐柳の両島は、昔は幕府の直轄の天領で、塩飽水軍として咸臨丸の水夫として乗り組み、渡米したなどの古い歴史があります。地名は多度郡の津一港一であることに由来をしており、古くから天然良港を中心とした海上、陸上交通の要衝、港町として、金毘羅参りの玄関口として栄え、発展してきた歴史を示す伝統的な町並みが今なお残されております。このたび文化庁より伝統的建造物群の保存対策調査、及び北前船の寄港地としての日本遺産の国の指定を受けております。また、工業都市建設を目指して、昭和45年より臨海工業用地造成事業をA、B両地区で184万平米の埋立て及び3,000トン級の船舶接岸設備が完成をし、造船、鉄工、橋梁、建材、建設機械などの企業が進出し、現在、稼働しているところであります。

他にも桜の名勝、県立桃陵公園や四国唯一のJR車両工場、国内約2,000の道院を有する少林寺拳法の発祥地で有名な金剛禅総本山少林寺、また家中の京極藩の陣屋敷、慶応3年建築の京極藩家老屋敷林求馬邸、弘法大師ゆかりの生誕地屏風ヶ浦海岸寺、白方地区の古墳群、遺跡、国指定史跡の天霧城など、歴史と文化と伝統のある港町に来て、町歩きで散策することで多度津町の魅力を感じることができる訳であります。中でも、この3月21日、祝日に白方地区を通過する県道さぬき浜街道路が開通することによって、さらに大きく様変わりをし、注目されようとしております。また、町教育委員会が発行している令和3年3月11日、第4版の文化財マップ発行で、町内の歴史的遺産の点在が点から線へと明らかにされ、充実していることは、誠に喜ばしいことであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目には、さぬき浜街道開通に伴う白方地区の通学路での安全確保、歩行者、農業車両横断でのその後は、具体的にどういう交通安全対策になっているのか。これについては、具体的に信号機の設置、カーブミラー、線引き、騒音対策などでございます。

2点目に、白方幼稚園の休園後の教育施設の使用、活用についてはどうなっているのか。

3点目に、浜街道路沿いに名所、史跡の大看板の設置や、個別の文化財の案 内板での遍路道道しるべなどの設置の計画はあるのか。

4点目に、町の町歩き、町民健康ウォーキング、教育学習に福祉保健の体力 づくり、肉体、精神、出会いなどの推進として、七カ所まいりの遍路道ウォークとして取り入れられないのか。

5点目に、四国霊場遍路道の損傷や御堂、庵の老朽化、石仏―これは文久3年奥白方33観音像のことでございます―これらの保存、修理、屋根付小屋の

設置など保護するための予算と対策はあるのか。

6点目に、国の史跡指定天霧城の保存は、山城南裏側の善通寺十五丁採石場が、さらに西側へと大きく石の採掘が広がりつつあり、予想される南海トラフ大地震が来れば、大崩落、大崩壊が起こり、高圧送電線鉄塔も通っており、大災害に繋がると危惧されるが、国、県、市、町の対応と対策はあるのか。

以上、6点についてお伺いをいたします。

建設課長 (三谷 勝則)

尾崎議員のさぬき浜街道開通に伴う交通安全対策についてのご質問に答弁 をさせていただきます。

今月21日に供用開始を予定しております、県道21号線、丸亀詫間豊浜線のさぬき浜街道及び町道342号線の川西阿庄線につきましては、通学する際に、さぬき浜街道及び川西阿庄線を横断しなければならない交差点が数か所あることから、地元白方小学校やPTA、教育課と協議を行っております。それぞれの通学路における安全対策といたしましては、交差点部に警察による横断歩道の設置、県、町による交差点部の青色カラー表示、グリーンベルト等の設置を行い、また通学路となる交差点部につきましては、交差点注意、イメージハンプなど路面標示、交差点注意看板を設置し、通行車両へ注意を促す対策を行っております。

また、供用開始に伴い、通学路が変更となります白方保育所からさぬき浜街道へ接続する区間の通学路につきましては、交差点に押しボタン信号が設置され、変更となる通学路の路面には通学路路面標示を行い、通行車両にも通学路であることを意識していただけるよう対策を行っております。

また、通学路以外の箇所においても同様に、地元自治会、交通安全指導員などご意見をお聞きし、路面標示、注意看板等を設置し、安全対策を行うこととしており、農業車両の横断につきましても、昨年6月議会で答弁させていただきましたが、コンバイン、トラクターなど農業車両が公道を走行する際には、道路交通法を遵守していただき、横断される際には十分注意していただけるものと考えております。

騒音対策につきましても県に確認したところ、現在、供用している県管理の 道路において、騒音による問題等の報告はされておらず、本道路においても 供用開始後の状況を見ながら、引き続き関係機関、地元住民の方々と連携 し、現状把握に努め、安全に安心して利用していただけるよう、道路の安全 対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長(竹田 光芳)

尾崎議員の白方幼稚園施設の使用、活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

白方幼稚園につきましては少子化の影響もあり、園児数が減少し、本町が考える適切な教育環境を整えることが困難な状況と判断せざるを得ない状況となっていることや町内の幼稚園につきましては、適正規模、適正配置に係る基本方針により、1園に再編することが決定していることから、本議会において廃園とする条例を提案させていただいております。今後の園舎等の教育施設の利用、活用方法につきましては、現在のところ具体的な案は決定しておりません。長年地域に愛された幼稚園でありますので、跡地につきましては、新年度より議員の皆様や地元の方々のご意見も伺いながら、決定してまいろうと考えております。

続きまして、浜街道沿いへの名所、史跡の大看板の設置や個別文化財の看板 等の設置計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在のところ、浜街道沿いの大看板等の設置、遍路道の道しるべ等の設置の計画は、教育委員会としては計画しておりません。個別の文化財につきましては、指定文化財の看板設置を中心に、予算の範囲内で例年1件から3件の説明看板を新規設置及び説明内容の更新をしております。近年においても、平成26年度は、御産盥山古墳、宝篋印塔、平成28年度は、笠屋子供馬、旧京極氏多度津藩家中屋敷、平成29年度は、大般若波羅蜜多経、乳神、蔵の本地蔵、令和2年度は、盛土山古墳、南鴨の大般若経巡行、令和3年度は、宿地古墳などの説明看板を制作しております。制作の対象につきましては、立地的に設置不可能なものや個人所有などの防犯的見地から設置が難しいものを除き、既存の看板で劣化したものの更新やそもそも看板がなかったものを優先して設置しております。それに加えて、近年の調査などで新たな知見が加わったものに対しても、順次内容の更新を行っております。

また、遍路道に関しては、四国遍路世界遺産登録推進協議会の受入れ体制の整備部会による計画の下で、活用に関して施策を実施しており、その計画の中では、現状ではトイレマップの作成や道案内表示シートの設置などを実施しております。

続いて、町歩きウォーキング等に七カ所まいりの遍路道ウォークとして取り 入れることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

七カ所まいりに関しましては、多度津町内では弥谷寺から曼荼羅寺、出釈迦寺、甲山寺、善通寺、金倉寺、道隆寺を巡るものと西白方の海岸寺から弥谷寺、曼荼羅寺、出釈迦寺、甲山寺、善通寺、金倉寺、道隆寺を巡る2種類の七カ所まいりがありますが、町歩きにつきましては、たどつまち歩きの会がコースを決定するものであるため、本町が指示できるものではございませ

ん。教育委員会が実施しておりますウォーキングイベントでは、例年春に実施しております町民歩け歩け大会において、遍路道を含んだ旧街道コースを コースに取り込んで実施しております。

また、教育学習について、各小学校の総合的な学習の中で要請があった場合は、多度津金毘羅街道等の旧街道を利用して、児童が居住する地域の文化財を活用したりしております。ただし、ウォーキングイベントや教育学習に関しても、参加者の体力が一様でないため、虚空蔵寺から弥谷までのルートは比較的険しい道のりであることもあり、それらのコースに取り込むのは安全の面で難しいと思われます。

続きまして、四国遍路道の損傷や御堂等の老朽化、石仏の保存、修理、屋根付小屋の設置など、保護するための予算と対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

基本的に、町内における遍路道に関しましては、当時の道筋は残っているものの、遍路道そのものの痕跡は残っておりません。そのため、現状の道路の損傷については、道路管理部局の対応となります。ただし、附属する関連遺物、中塚茂兵衛の道しるべなどが損傷していることなど確認ができるもの、その他、堂や石造物に関しても町指定史跡を優先的に対応しますが、文化財保護費の修繕費で対応できる範囲内の予算は確保してございます。いずれにいたしましても、限られた予算内での対応となりますので、優先順位をつけ、文化財保護に努めてまいります。

続いて、国指定天霧城跡の南海トラフ大地震への対応についてのご質問に答 弁をさせていただきます。

国指定天霧城跡に関しましては、2市1町天霧城跡保存会が保存に関わっており、毎年団体の中で危険箇所等の確認を行っております。登山者の滑落等、危険箇所で緊急性のあるものにつきましては、注意喚起の看板やロープ設置による動線の確保等を行っております。善通寺市側の採石場に関しましては史跡範囲外であるため、直接的な文化財保護上の制約の及ぶ範囲ではございませんが、採石による史跡の影響につきましては、管轄自治体である善通寺市生涯学習課と関係企業が採石の内容によって協議を行っており、地震等の崩落に関しましては、採石業者の採石法に基づく採石計画の中で対応してもらうこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(村井 勉)

時間が参りました。

これをもって13番 尾崎 忠義 議員の質問は終わります。